

東海道川崎宿三角おむすび発祥の地パネルシアター貸出要領

(目的)

第1条 東海道川崎宿三角おむすび発祥の地パネルシアター（以下「パネルシアター」という。）を貸し出すことで、東海道川崎宿の認知度向上及び地域活性化を図る事を目的とする。

(貸出対象者)

第2条 貸出対象者は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市内に活動の拠点を置き、その主たる構成員が市内在住又は在勤の各種団体、市民グループ、企業など。
- (2) その他、区長が適当と認めた者。

(貸出申請)

第3条 パネルシアターの貸し出しを受けようとする者は、あらかじめ「パネルシアター貸出申請書・承認通知書」（第1号様式）を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の申請を受けたときは、これを審査し、適当と認められるときは貸し出しを承認し、「パネルシアター貸出申請書・承認通知証」（第1号様式）の写しをもって当該申請者に通知するものとする。

(貸出期間)

第4条 パネルシアターは、行事等が終了後速やかに返却するものとし、貸出期間は、原則として最長7日間とする。

(貸出中の管理)

第5条 パネルシアターの貸し出しを受けた者（以下「借受者」という。）

は、パネルシアターを常に良好な状態で保管し、使用しなければならない。

2 借受者は、パネルシアターを処分、転貸又は譲渡してはならない。

(経費負担)

第6条 パネルシアターの貸し出しは無償とする。ただし、貸出期間中におけるパネルシアターの運搬・保管等に要する経費は、借受者が負担するものとする。

(使用報告)

第7条 借受者が、パネルシアターを返却するときは「パネルシアター使用報告書」(第2号様式)を区長に提出するものとする。

(紛失・破損等)

第8条 借受者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、「パネルシアター使用報告書」(第2号様式)により区長に報告するものとする。

- (1) 借受者がパネルシアターを紛失したとき。
- (2) 借受者がパネルシアターを破損させたとき。
- (3) 借受者がパネルシアターを目的外に使用したとき。

(損害賠償)

第9条 借受者の故意又は過失により、前条各号のいずれかに該当する事実が発生した場合は、借受者の負担によりパネルシアターを原状に復し、又はそのための相当額を弁償するものとする。

(返還)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出期間中であってもパネルシアターを返還させることができるものとする。

- (1) 借受者がパネルシアターを使用しなくなったとき。
- (2) 借受者がこの要領の規定に違反したとき。
- (3) その他、区長が特に必要と認めたとき。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、パネルシアターの貸し出しに関して

必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月24日から施行する。